

成年年齢引下げ啓発事業について

環境生活総務課消費とくらしの安全室

1 事業の目的

2022（令和4）年4月から民法の成年年齢が18歳に引き下げられる。

これに伴い、18歳から親の同意なく様々な契約ができるようになる一方、18歳以上の若者には「未成年者取消権」が行使できなくなることから、社会経験に乏しい若者の消費者トラブルの増加が懸念されている。

民法の成年年齢引下げに伴い予想される若者の消費者被害を防止するため、18歳前後の若者及びその親世代となる県民等を対象とした注意喚起を強化する。

2 実施内容

(1) SNSを活用した成年年齢引下げ啓発動画の配信

若者向け（15秒）と親世代向け（30秒）の消費者啓発動画を作成し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で配信を実施。

配信期間：令和3年11月19日（金）～令和4年3月15日（火）

配信方法：ターゲティング広告配信

媒体：YouTube, Instagram

対象：県内在住の18歳前後の若者、及びその保護者

※動画は島根県消費者センター公式YouTubeチャンネル「ZO-chan」でも視聴いただけます。

(2) デジタルサイネージ広告配信

松江市駅近くのソルクスビジョン（一畑百貨店立体駐車場壁面）において、親世代向け消費者啓発動画（30秒）を配信。

配信期間：令和4年1月15日（土）～2月14日（月）

配信本数：一日あたり約50回程度

(3) マスメディア、SNS等による情報発信

ア ラジオ（AM、FM 各年6回）

イ SNS（島根県消費者センター公式Twitter、Facebook、YouTube）

ウ 県ホームページに特設ページを開設

※施行となる4月までに引き続き、各種媒体を活用した重層的な情報発信を行う。

島根県成年年齢引下げ特設サイト



Twitter



Facebook



YouTube

